

Business Partner office NEWS



2017年
8月号

暑中お見舞い申
上げます

法律相談Q&A



— 短時間就労者・短時間労働者 —

Q: 社会保険の算定基礎届の記載例を見ると、支払基礎日数が短時間就労者は17日以上、短時間労働者は11日以上とありました。11日以上という基準はどのような場合に使うのですか？

A: **短時間就労者**は従前通り、一般社員より短時間の労働条件(週所定労働時間及び月所定労働日数がそれぞれ一般社員の**4分の3以上**)で勤務する被保険者(パートタイマー等)です。

一方、**短時間労働者**は、勤務時間・勤務日数が事業所の一般社員の**4分の3未満**で、4つの要件(週所定労働時間20時間以上、月所定内賃金8.8万円以上、雇用期間見込み1年以上、学生でない)を満たす労働者のことです。平成28年10月以降の**社会保険の適用拡大**により、**一定の要件(常時501人以上等)に該当する特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は社会保険の適用対象で被保険者になっている**ため、短時間就労者とは基準が異なるのです。

算定基礎届作成にあたっての支払基礎日数の考え方は以下の通りです。

	支払基礎日数	いずれの月も支払基礎日数未満の場合
一般		保険者算定(従前の標準報酬月額で決定)
短時間就労者	17日以上	15日以上 の月で計算 ※いずれの月も15日未満→保険者算定(従前の標準報酬月額で決定)
短時間労働者	11日以上	保険者算定(従前の標準報酬月額で決定)

月額変更届の支払基礎日数も同様、**一般の被保険者が3ヶ月とも17日以上、短時間労働者が11日以上**であることが必要です。

最近のニュースから

精神疾患の労災認定が過去最高

厚生労働省は、2016年度に長時間労働などが原因で精神疾患を発症し労災認定された人が、498人(前年比26人増)と過去最多となったことを発表した。認定者の年齢別では20歳代の増加が目立っている。

「マタハラ」で労働局が是正指導

3カ月で840事業所

厚生労働省は、改正男女雇用機会均等法の成功により企業のマタハラ対策が義務化された今年1月から3カ月の間に、全国の労働局が840事業所に対しマタハラ対策が不十分だとして是正指導を行ったと発表した。内容は、マタハラを行った従業員への対処方針が不明確であったり、相談窓口が設けられていなかったりなど。

妻の出産直後の男性の休暇取得率は約56%

政府が平成29年版「少子化社会対策白書」を閣議決定し、妻の出産後2カ月以内に男性が休暇を取得した割合が55.9%だったことがわかった。約37%は出産時でも「仕事の忙しさ」や「休みにくさ」を理由に休暇を取得していなかった。また、取得日数は「4日以上6日未満」が最多(23%)だった。政府は平成32年までに男性の休暇取得率を80%にする目標を掲げている。

厚生年金の年代別受給額が明らかに

厚生労働省は、厚生年金の年齢層別の受給額を初めてまとめ、社会保障審議会の部会で公表した。厚生年金の平均月額(基礎年金を含む)は、85歳~89歳の17万959円が最も多く、65歳~69歳では15万118円、60歳~64歳では基礎年金がない人が多いため8万8,353円となった。

